

ディスカッション・ペーパー  
「金融商品の財務報告における複雑性の低減」の内容

- 国際会計基準審議会(IASB)は2008年3月19日に、ディスカッション・ペーパー「金融商品の財務報告における複雑性の低減」(以下、「DP」)を公表した。
- コメント期限は2008年9月19日とされている。また、米国財務会計基準審議会(FASB)側からも3月28日に追加の質問を加えた形でDPの公表がなされている。
- 金融商品の財務報告はIASBとFASBとの間のMoUの1項目である。

**背景**

**1. DPの目的・構成**

- ・ 金融商品の財務報告が複雑となっている主因の一つは、測定手法の多さ。
- ・ 複雑性を低減するための長期的解決策は、金融商品に関する基準の適用範囲となるすべてのタイプの金融商品を同じ方法で測定すること(第1章。その理由について第3章)。
- ・ 全面的な公正価値測定の前に、複雑性を低減する中間的なアプローチを提示(第2章)。
- ・ このDPは、金融商品の測定とヘッジ会計に関する今後の議論のたたき台となる。
- ・ 両ボードの最終目標はコンバージェンスと改善を図ることにある。

**2. 金融商品の財務報告に関する問題点**

- ・ 複雑性は財務報告における最重要課題の一つ。複雑性とは、「理解と適用が困難な状態」。
- ・ 複雑性の原因の一つは金融商品自体の複雑さ。
- ・ また、金融商品に関する会計基準に代替的な会計処理や、明確な線引き、例外規定が数多くあることも複雑性を増加させている。
- ・ 具体的には、測定手法の多さ、ヘッジ会計、適用範囲と定義、認識の中止、表示及び開示など。このうち本DPでは測定手法とヘッジ会計を取り扱う。

**3. 次のステップ**

- ・ 今後の進め方を決めるのはコメントを受けてから。
- ・ 検討に際し、経済的意思決定の根拠として、財務諸表利用者が合理的なコストでリバントな信頼し得る情報を受け取る必要性を特に考慮。

**第1章 測定に関する問題**

**1. 金融商品の測定手法及びその主要なもの**

- ・ 表１は現行の規定による金融商品の測定手法がいかに多種多様であるかを示すためのもの。
- ・ 減損損失は多様な方法で認識されている。
- ・ 金融商品の測定手法と未実現損益の計上方法が多岐にわたることで、業種の異なる企業、あるいは同一企業でも全く同じ金融商品を異なる方法で測定するといった事態が生じている。

**2. 財務諸表作成者、監査人、基準設定主体、規制当局、その他の財務諸表利用者が直面する困難さ**

- ・ 財務諸表作成者等に生じている問題として、具体的には次のような問題があげられている。
  - (a) ある方法によってどの金融商品を測定しなければならないか、また測定できるかを判定する規準は、時として複雑で適用が難しい。新しいタイプの金融商品が組成されるごとに、規準自体が変わったり、その適用方法が変わったりする。財務諸表作成者及び監査人は、こうした変化を把握し、適切な方法を判定するのに困難を覚えている。
  - (b) 金融商品によっては、明確な規定がない。
  - (c) 場合により、経営者は金融商品の会計処理方法を選択しなければならない。適切な時期に選択を行わなかったり、さらには選択を適切に文書化しなかったりすれば、結果として経営者が避けたいと思うような処理を行うことにもなりかねない。ひどい場合には、不適切な選択や文書化を行ったことで、経営者が過年度の財務諸表の再表示を行う必要性さえ生じうる。
  - (d) 測定手法が異なれば、計上される利得や損失も異なる。包括利益計算書の同一項目に複数の測定手法が混在する可能性もある。
  - (e) どの金融商品にどの測定手法が適用されているかを決定したり、その差異の意味合いを理解したりすることは、必ずしも容易でない。これによって、企業間の比較や同一企業の期間間比較はもとより、同一企業の同一報告期間の財務諸表で項目間比較を行うことさえ困難になる。
  - (f) これら数多く複雑な規定の維持と解釈は、基準設定主体だけでなく、財務諸表作成者及び監査人にとっても困難で手間のかかるものとなっている。

**3. 測定及び関連する問題に対処するためのアプローチ**

- ・ 開発される基準は原則主義で簡素なものであるべき。
- ・ 単一の測定手法こそが長期的解決策。報告される情報も理解しやすくなり比較も容易となる。

## 審議事項（４）

- 金融商品に関する基準の適用範囲となるすべてのタイプの金融商品を同じ方法で測定すれば複雑性について以下のような低減が図られる。

金融商品の財務報告に関する基準の要素	どの程度複雑性を低減できるか
各種金融商品を区別する規準（「分類」） 減損の識別と定量化 金融商品の測定カテゴリー間の振替 ヘッジ会計  組込デリバティブの特定と分離	必要なくなる。 必要なくなる。 必要なくなる。 公正価値ヘッジ会計－金融商品間の測定ミスマッチがなくなる。認識と測定のミスマッチが他に生じるおそれもある（非金融商品に関するものなど）が、このような場合には、公正価値ヘッジ会計の必要が生じる。 キャッシュフロー・ヘッジ会計－将来キャッシュフロー予測の変動に対するエクスポージャーについては、ヘッジ会計の必要が生じる。 金融商品には適用されなくなる。その他項目（組込デリバティブ付きの非金融商品など）については、引き続き必要となる可能性あり。

## 第 2 章 測定及び関連する問題への中間的なアプローチ

- 第 2 章では、全面的な FV 測定を導入するよりも迅速に金融商品の測定規定を改善し、簡素化し得る中間的なアプローチの可能性を議論している。
- 本ペーパーは、中間的なアプローチが以下の 4 つの規準を満足することを要請している。この規準を用いて、それぞれのアプローチを分析する。
  - (a) 理想的には、変更は財務諸表利用者に対して、よりレリバントな情報と、より容易に理解できる情報を提供すべき。
  - (b) 変更は長期的な測定目的に沿うものとしなければならない。理想的には、変更は FV で測定される金融商品の数を増やすべき。
  - (c) 変更は複雑性を増加させてはならない。理想的には、変更は作成者、監査人、利用者にとって簡素化につながるべき。
  - (d) 変更によってもたらされる改善と簡素化は、変更のコストを正当化するのに十分なほど重要であるべき。
- 本ペーパーで検討するアプローチは大きくは 3 つ。これらアプローチはそれぞれ個別に検討することもできれば、いくつかの組み合わせで検討することもできる。

### 1. アプローチ 1：現行の測定規定を改訂する

IAS 第 39 号には、損益計算書を通じて FV で測定される金融商品（FVTPL）、満期保有目的の投資（HTM）、売却可能金融資産（AFS）及び貸付金及び債権という 4 つの測定区分が含まれている。この区分の削減又は区分に係る要件等を簡素化・削減することが考えられる。

改訂案	具体的な手法
(a) 金融商品の測定区分数の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>• HTM 又は AFS、あるいは両方の廃止</li> <li>• 活発な市場で取引される金融商品すべてを FV で測定</li> </ul>
(b) 現行の測定区分の要件又は制限を一部簡素化又は削除	<ul style="list-style-type: none"> <li>• HTM のテインティング・ルールの廃止</li> </ul>

### 2. アプローチ 2：現行の測定規定を、いくつかの選択的例外を伴う FV 測定原則に置き換える

ここでは、FV 測定を原則としつつ、一定の規準を満たすことを条件に、取得原価の例外を容認するアプローチを検討している。会計文献の分量と複雑性を大幅に削減できる、改訂の長期的な目標と整合する、などがこのアプローチの利点とされている。

## 審議事項（４）

改訂案	具体的な手法
FV 測定を原則としながら、例外基準を満たすことを条件に、取得原価ベースの測定を許容	CF が固定しているか、少ししか変動しない商品は、取得原価ベースの測定に適格となり得る

### 3. アプローチ 3：ヘッジ会計規定を簡素化する。

FV ヘッジ会計及び CF ヘッジ会計の簡素化の可能性を検討し、在外営業活動体への純投資に関するヘッジ会計は議論していない。

改訂案	具体的な手法
(a) ヘッジ会計の廃止（場合により、置き換え）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>• ヘッジ会計の廃止</li> <li>• FV ヘッジ会計の置き換え</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ヘッジ活動の効果を財務諸表で開示</li> <li>• ヘッジ対象取引に FV オプションを適用</li> <li>• ヘッジ手段に CF ヘッジと同様の方法を適用</li> <li>• ヘッジ対象に関する利得及び損失を純損益外で認識することを許容</li> </ul>
(b) ヘッジ会計を維持しつつ簡素化	
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 指定と文書化</li> <li>• 指定解除と再指定</li> <li>• 部分ヘッジ</li> <li>• 有効性の評価と非有効性の認識</li> <li>• ポートフォリオ・ヘッジ会計</li> <li>• 繰延利得及び損失の純損益への再分類（CF ヘッジ会計のみ）</li> <li>• その他の論点（IAS 第 39 号のみ）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 当初文書化の方法の誤りが判明した場合の代替案を含むような、有効性テストの全般的方針の策定を認める</li> <li>• 指定解除と再指定の頻度を減少させるルールを設ける（例えば、取消不能な指定を要求）</li> <li>• 部分ヘッジを禁止</li> <li>• 有効性の適格規定を一部又は全部削除</li> <li>• 事後の有効性テストを廃止する</li> <li>• 「類似」の規準を緩和する</li> <li>• ヘッジ対象取引が純損益に影響するとみられる時点を当初に明示し、その時点で、純損益に再分類</li> <li>• 確定約定の外貨リスクヘッジについて、FV ヘッジか、CF ヘッジかの選択を廃止</li> <li>• 非金融商品に関するヘッジであるベークス・アジャストメントを廃止</li> </ul>

### **第３章 長期的解決策 — すべてのタイプの金融商品に対する単一の測定方法**

金融商品の財務報告における現在の複雑性の主な原因の一つは、金融商品の測定に数多くの方法があり、それらに関連したルールが必要なことである。IASB と FASB は、すべてのタイプの金融商品を同一の方法で測定することが長期的な解決策だと考えている。(3.1)

すべてのタイプの金融商品に単一の測定方法を用いることは、現在の問題のすべてを解決するものではないが、いくつかの問題の解決に向けた重要な一歩にはなる。(3.2)

#### **パートA なぜ公正価値が、すべてのタイプの金融商品に適切な唯一の測定値であるのか**

公正価値の定義は非常に重要で、IASB は公正価値測定に関するプロジェクトを進めているが、本ペーパーでは公正価値の定義については議論しない。(3.9)

IASB のメンバーの多くは、公正価値がすべてのタイプの金融商品に適切な唯一の測定値だと考えており、IASB と FASB の過去の文書でもその旨を明言している。(3.10)

すべてのタイプの金融商品を取得原価ベースで測定することは、実行可能な代替案ではない。(3.11)

##### **(１) 将来キャッシュ・フローが大きく変動しうる金融商品**

デリバティブについては公正価値が唯一の適切な測定値だといえる。同様に、当初のキャッシュ・フローが最終的なキャッシュ・フローと密接に相関しない場合には、取得原価ベースの測定はほとんど有用性がない。これは、複合金融商品や普通株式、保険契約、債務保証などについても当てはまる。キャッシュ・フローの変動性が大きい金融商品については、取得原価ベースの測定は将来キャッシュ・フローの予測に有用でなく、レリバンスが乏しいといえる。(3.13～3.18)

##### **(２) 将来キャッシュ・フローが固定されているかまたは少ししか変動しない金融商品**

利付金融商品、ゼロクーポン債、無利息の短期金融商品（売掛金、買掛金等）などで、満期まで保有され、信用リスクが低いものについては、将来キャッシュ・フローが当初のキャッシュ・フローと相関し、償却原価がある程度のレリバンスを有する。(3.19～3.21)

###### **① 金融資産**

###### **取得原価ベースの測定値の使用を支持する議論** (3.23)

- ・ 計算が単純明快で、なじみが深い。
- ・ 経営者の事業計画（通常、資産の短期売買を含まない）と整合性が高い。
- ・ 実際に受け取ることとなる金額をおおむね反映する。
- ・ 公正価値測定では、受取利息と貸倒損失を他の公正価値変動と区分する方法が不明確。

### 公正価値による測定を支持する議論（3.24）

- ・キャッシュ・フローの変動性が大きいものと小さいものとの境界線の問題が回避でき、基準を簡素化できる。測定手法に関する混乱も解消できる。
- ・金融資産の減損損失に関する問題を解決できる。
- ・信用リスクが高いことにより、額面より大幅に安く取得したり減損損失を計上したりした金融資産については、償却原価法を適用する場合に問題が生じる。

公正価値のほうが、その資産について測定日に受け取るであろう価格をよりよく反映するものであり、一般的に有用といえる（3.25）。また、信用リスクがキャッシュ・フロー予想に及ぼす影響の評価の目的でも、公正価値はより良い測定値である（3.26）。

取得原価ベースで測定される金融資産についての減損損失には、減損損失がいつ発生したのかの判定、認識のタイミングの遅れ、減損損失は一定の限度を超えた場合にしか認識されないこと、減損損失をいつ戻入れるべきか、等のさまざまな問題が生じる（3.27）。

## ② 金融負債

### 取得原価ベースの測定を支持する議論（3.31）

- ・計算が簡単でなじみが深い。
- ・起こりそうな結果と整合的である（負債の中途決済は実行可能でないことも多い）。
- ・信用リスクの変動による未実現損益を損益計算書に計上することは直観に反する。
- ・義務に変化がないのに損益を計上することも直観に反する。
- ・公正価値測定では、受取利息を公正価値の変動と区分する方法が不明確。

### 公正価値による測定を支持する議論（3.32）

- ・境界線の問題を回避できる。
- ・信用度と義務が同じ企業は、借入時点の金利が異なっても負債が同額となる。
- ・キャッシュ・フローの金額、時期、確実性が同じであれば、同じ測定値になる。
- ・再測定日に負債が移転されたとした場合に支払われることとなる金額を反映する。

金融負債の公正価値測定への反対論は、貸借対照表ではなく純損益への影響に対するものであり、公正価値の変動が信用度の低下によるものである場合にはさらに異論が多くなるであろう（3.37）。公正価値測定の支持者は、公正価値で負債を報告することを最重要と考え、それによる利得・損失を架空のものとは考えていない（3.38）。一方、公正価値測定への反対者は、純損益の報告を最重要と考えており、企業自身の信用度の低下による実現不能な損益は、純損益と自己資本を歪めるノイズだと考える（3.39）。

## **パートB 金融商品の公正価値測定に関する懸念**

### **（１） 報告される公正価値変動のレリバンス**

公正価値測定に反対する最も一般的な理由の一つが、それによる純損益のボラティリティである。経営者が統制できない要因から生じた純損益のボラティリティは報告すべきではないと考える人々もいる。(3.41)

すべての金融商品を公正価値で測定することは、金融商品に関する人工的なボラティリティ（会計上のミスマッチ）の解消となる（3.44）。取得原価ベースの測定による人工的な安定性には問題がないと主張する人々もいる（3.45）が、これに対しては次のような反論がある（3.46）。

- ・公正価値測定により、保有継続という経営者の決定の影響を評価できるようになる。
- ・予定は変化するものであり、絶対に売却しないと断言するのは難しい。
- ・キャッシュ・フローは決して確実ではない。

すべての金融商品に公正価値測定を要求した場合に、未実現損益の認識が誤解を招く結果となることを避けるには、市況と信用リスクの変化に起因する公正価値の変動を、契約上のキャッシュ・フローの変動や取引によるキャッシュ・フローと区別することが考えられる(3.49)。財務諸表利用者は、金融商品の公正価値変動の内訳を知りたがっている(3.50)。

### **（２） 未実現損益をなぜ純損益に影響させるべきなのか**

#### **① 情報は十分に客観的で信頼できるか**

ある時点での公正価値が最終結果と異なる可能性があることは、公正価値が誤りであったことを意味するものではない(3.52)。価格情報が一般に公表されている市場で活発に取引されている金融商品については、客観性・信頼性の問題はない(3.54)。

評価対象の金融商品やそれと比較可能な金融商品に市場の情報がほとんどない場合には、公正価値は企業が独自の情報を用いて見積るしかなく、市場情報に基づく見積りよりも主観的で信頼度が低くなる(3.57)。

#### **● キャッシュ・フローが大きく変動しうる金融商品の場合**

取得原価ベースの測定値は、将来キャッシュ・フローについての情報をほとんど提供しない(3.61)。レリバンスのある金額の不正確な見積りのほうが、レリバンスの低い金額の正確な見積りよりも有用である。不正確な金額を使用することに対する懸念は、純損益に含まれる未実現損益の内容と金額を明示することにより、ある程度軽減できる。(3.63)

#### **● キャッシュ・フローが固定されているかまたは少ししか変動しない金融商品の場合**

信用リスクが低い場合は、判断の相違が生じうる範囲はそれほど広くない(3.66)。信用リスクが高い場合には、公正価値の見積りはかなり主観的となるが、取得原価ベースの測



## 審議事項（４）

定において減損損失の見積りを行う場合にも同様の問題はあり、公正価値測定だけが著しく主観的というわけではない（3.67）。

### ② 実現することがないかもしれない利得・損失の情報がどのような役に立つのか

実現の可能性が低い未実現損益の計上を疑問視する人々もいる（3.70）。問題は、未実現損益を純損益に含めることの問題が、すべての金融商品に単一の測定手法を用いることの便益よりも大きいかどうかである（3.71）。

### ③ 企業の義務が不変なのに、なぜ金融負債に関する未実現損益を認識するのか

償却原価による測定でも、負債の計上額は必ずしも額面金額と一致しない（3.72）。

### ④ 企業に不利なことが起きているのに、なぜ未実現利得を認識するのか

企業の支払能力の低下は利得ではなく損失と関連づけるべきだとする人々がいる。（3.73）金融負債が決済される確率の低下が借手の利得と関連づけられる理由は、以下の点から説明できる。（3.74）

- ・ 2者間の契約において貸手に損失が生じていれば借手に利得が生じていると考えられる。
- ・ 金融負債の当初認識時の公正価値は信用リスクを反映する。それなのに当初認識後の公正価値測定に信用リスクを含めないのは整合的でない。
- ・ 負債に係る利得は、未認識の損失が発生しているという警告となりうる。
- ・ 借手の株主から貸手への欠損の配分を表すものと見ることができる。

一方、これに反対する人々は、信用リスクの増大によって金融負債についての利得を計上することは、直観に反するものであり、企業が財務上の困難に陥っている時に負債を低く報告することは有用でないと主張している。（3.75）

IASBはこうした懸念を認識しており、それが公正価値の意味や金融負債の再測定に適切な測定値は何かといった問題に関連するものであることも承知している。これらの論点についてはいずれ検討する予定である。（3.76）

## （３） 市場ベースの情報が入手できない場合に金融商品の公正価値を見積る際の困難と不確実性

困難と不確実性の問題は、取得原価ベースの測定でも、減損が生じた金融資産の減損損失の測定の際に生じている。また、ほとんどの金融商品の公正価値は現行基準でも開示されている。（3.80）

## パート C 公正価値測定を要求する前に残された検討課題

○ 第 3 章のパート C では、両ボードが金融商品の公正価値測定を全面的に要求する前に検討すべき以下の 4 つの課題を整理している。

- (1) 表示：公正価値変動の影響を純損益でどのように表示すべきか。
- (2) 開示：金融商品に関し、どのような情報を開示すべきか。
- (3) 測定：公正価値をどのように定義し、どのように測定すべきか。
- (4) 適用範囲：金融商品の適切な定義は何か。金融商品に関する基準の適用範囲外とすべき金融商品があるとすれば、それは何か。

### 1. 表示：公正価値変動の影響を純損益でどのように表示すべきか

- 表示上の主な問題としては、以下のような点がある（par.3.82）。
  - (a) 市場要因の変動に起因する未実現損益をその他の純損益の構成要素とどのように区別するか。
  - (b) 利息収入と利息費用は、公正価値のその他変動とは別に表示すべきか。
  - (c) キャッシュフローが発生する確率の変動は、金融資産、金融負債又はその両方について別々に表示すべきか、それともまったく表示すべきではないか。

### 2. 開示：金融商品に関し、どのような情報を開示すべきか

- 開示に関して IASB では、以下を目標としている（par.3.86）。
  - (a) 財務諸表の異なる注記に掲載される同様の開示を一本化すること。
  - (b) 公正価値で測定される金融商品について妥当でない開示を廃止し、妥当となる開示を追加すること。
  - (c) 欠落している情報があれば、これを補うこと。
  - (d) 開示全体をパッケージとして考えること。
- IASB は、すべての金融商品の公正価値測定を要求する前に、こうした場合に最も妥当な開示情報のパッケージを検討するプロジェクトを発足させる必要があるとしている（par.3.88）。

### 3. 測定：公正価値をどのように定義し、どのように測定すべきか

- 主に下記のようなケースでの公正価値測定のあり方が論点となる（par.3.90）。
  - (a) 市場取引において、オプションの売り手の資産として価格が付けられる顧客関係を創出するオプション付金融商品（クレジット・カード契約、ローン・コミットメント、要求払預金など）に関する発行者の会計処理。
  - (b) 負債性商品の所有者に対する第三者による保証に関する債務者の会計処理。
  - (c) 政府機関による預金債務の保証に関する金融機関の会計処理。

- 最初の論点については、このような金融商品を公正価値測定の要求から除外することで解決することも可能だが、その他の問題については何らかの決定を下さなければならない（詳細は付録 A 及び B 参照）。（par.3.91）

#### 4. 適用範囲：金融商品の適切な定義は何で、金融商品に関する基準の適用範囲外とすべき金融商品があるとなれば、それは何か

- 両ボードは、公正価値測定の当初の適用範囲を設定するため、金融商品の定義を使用して適用範囲を設定することを暫定的に決定している（付録 A の par.A6 参照）。これを踏まえて両ボードは、現在は異なっている IFRS 及び米国基準の金融商品の定義をどのように改訂できるかを検討し、新たな定義案を作成した（par.3.92、詳細は付録 A 参照）。
- 金融商品に関する基準の適用範囲外となり得る項目として両ボードが議論したのものには、下記項目が含まれる（par.3.93）。
  - (a) 資本として区分される金融商品
  - (b) 当該企業を別の企業の親会社とする株式投資、関連会社又は共同支配下にある企業に分類される株式投資、米国会計基準の下で当該企業を変動持分事業体の主たる受益者とする変動持分である株式投資、及び、連結時に消去されるその他の金融商品
  - (c) 株式報酬や退職後給付など、従業員報酬から生じる金融商品
  - (d) リースに係る権利義務
- 経済的に見て、金融商品と類似しているが、定義上は金融商品でない下記のような契約について、公正価値測定を要求すべきかどうかを決定しなければならない（par.3.94）。
  - (a) 医療その他のサービスを保険契約者に提供すること（非金融商品項目の引渡）を保険者に義務づける保険契約
  - (b) 本来であれば支払うはずの保険対象資産（保険に入っている車両など）の修理費用が当該資産の公正市場価値を上回る場合、保険者に当該資産を公正価値で買取ること（非金融商品項目と現金の交換）を認めるか、義務づける保険契約
  - (c) 保険者に製品の修理又は交換（非金融商品項目の引渡）を義務づける製品保証

#### 5. 公正価値測定の前提条件ではないその他の金融商品に係る論点

- 金融商品の会計処理については、下記の論点に係る検討も別途行われている（par.3.95-97）。
  - (a) どの金融商品を資本に分類すべきか

(b) 金融商品の認識をどの時点で中止すべきか

## 付録 A：解決すべき適用範囲に関する論点<sup>1</sup>

- 付録 A では、適用範囲に関する論点について、以下のアプローチから整理している。
  - (1) 金融商品の定義を使用して適用範囲を設定するアプローチ
  - (2) 原則主義により適用範囲を設定するアプローチ（代替的アプローチ）

### 1. 金融商品の定義を使用した適用範囲の設定

両ボードは、公正価値測定の当初の適用範囲を設定するため、金融商品の定義を使用して適用範囲を設定することを暫定的に決定。そのうえで、金融商品の定義の改訂案、適用範囲の調整案を検討している。

#### ①金融商品、金融資産及び金融負債の定義の改訂案（par.A8-20）

- 現行の定義には技術的な欠陥（par.A13-20 参照）があることも踏まえて、両ボードは、金融商品、金融資産及び金融負債に関して以下の改訂された定義を暫定的に決定した。

金融商品とは：

- (a) 現金；
- (b) 企業の所有持分；
- (c) 一方の当事者が、他方の当事者へ金融商品を引渡す契約上の義務であり、当該義務が免除される場合を除いて、対価の見返りなくして当該金融商品を受領することを要求する、後者の当事者の対応する契約上の権利である。；又は
- (d) 一方の当事者が、他方の当事者と金融商品の交換を行う契約上の義務であり、後者の当事者が前者の当事者に金融商品の交換を要求する契約上の権利である。

金融資産とは、資産である金融商品のことである。

金融負債とは、負債である金融商品のことである。

#### ②適用範囲から除外される可能性のある金融商品（par.A21-33）

- 両ボードは、IASB のプロジェクトで取り扱われている金融商品（リース、年金、及び保険及び関連する契約など）を除外するという IASB の暫定的な決定は別にして、どの

<sup>1</sup> 本付録及び付録 B は、一方の又は双方のボードの会議における特定の論点に関する議論の結果も説明している。これらの会議での暫定的な決定は、文書による正式な投票を経てないため、両ボードの正式な見解ではなく、将来の審議の結果により変更されることがある（par.A2）。

## 審議事項（４）

金融商品を適用範囲から除外すべきかはまだ決定していない（par.A31）。

- 金融商品のうち、現状、当該商品に関する個別基準により規定されているか、又は、金融商品に関する基準から特別に除外されている金融商品の例は、以下のとおり。

金融商品項目	適用範囲上の取扱い
(a)連結企業に対する所有持分	企業の支配又は企業に対する重要な影響力を及ぼす所有持分に関係することから除外される（par.A23）。
(b)持分法又は比例連結を使用して会計処理される所有持分	
(c)報告企業によって資本として区分される金融商品	資本として区分された金融商品に関する支払は、包括利益の決定要素ではなく分配である。どの商品を資本として区分すべきかに関する別プロジェクトの検討結果は、どの商品を全面的な公正価値測定の規定から除外するかを決定することになる。（par.A25）
(d)リース債権及びリース債務	金融商品であるか、又は異なる性格の未履行契約であるかは、リースに関する別のプロジェクトで決定されよう。同プロジェクトの結果、リースから生じる金融商品を識別し、それらを他の金融商品と同じものとして取り扱うことも考えられる。（par.A26）
(e)非金融項目を使用するために支払う使用料、ロイヤリティ及びその他の義務（こうした支払を要求する権利）	リースによって認識される金額と同じ論点があり、これらが金融商品であるか否かははっきりしない。現状、これらはIAS 第 39 号及び SFAS 第 133 号の適用範囲から除外されている。（par.A27）
(f)年金及びその他の退職後給付	退職後給付に係る債務及び権利に対しては、それらが特殊な性格を有するものであるため別の基準が適用される。例えば、たとえ退職後給付債務が金融商品であるにしても、従業員の将来の給与又は賃金及び勤務年数は、支払われる金額に影響を与えるであろう。（par.A28）
(g)保険及び関連する契約	保険契約は、特殊な一組の報告基準でカバーされており、IASB のプロジェクトのテーマになっている。一部の保険契約は、他の金融商品と同様の金融商品であるが、すべての保険契約が金融商品であるわけではない。保険契約を金融商品の公正価値測定規定に含める計画はないが、保険プロジェクトの結果、類似した会計処理になる可能性もある。（par.A29）
(h)製品保証契約	製品保証契約は、一部は金融商品であり、また、一部はそうではないという点で保険契約と類似している。同契約を金融商品の公正価値測定規定に含める計画はないが、それらを金

審議事項（４）

	融商品の規定の対象にすることは、長期的には十分可能性がある。（par.A30）
(i)株式報酬制度	DPには追加的な記述なし。

③適用範囲に追加される可能性のある項目

項目	両ボードの暫定合意事項・考え方	
	IASB	FASB
回収業務委託契約（par.A34-A38）	適用範囲に入る。	適用範囲に入らない。 —— 個別の会計上の規定が既に存在。
非金融商品契約（par.A39-A42）	下記要件を満たす契約は適用範囲内に入る。 • SFAS 第 133 号の適用範囲内に入る非金融デリバティブ契約。	下記要件を満たす契約は適用範囲内に入る。 • 金融商品契約の結果と類似した結果をもたらす可能性がある非金融商品契約 • デリバティブの定義を満たしかつ IAS 第 39 号の適用範囲内に含まれる非金融商品契約。
非金融商品契約に組込まれたデリバティブ（par.A43-48）	この論点に関していかなる決定も行っていない。 —— DP では、組込みデリバティブの識別と測定に関連した複雑性を低減するための幾つかの代替案を提示（par.A47）。	
金融商品と類似する契約に基づかない権利及び義務（par.A49-50）	金融商品の定義に含めない。 —— 金融商品を引渡す権利及び義務であるが、契約に基づいていないもの（法令上の義務である未払税金等）は、別の基準の対象になっている。	
金融商品と類似する非金融商品契約に基づく権利及び義務（par.A51-55）	この論点に関していかなる決定も行っていない。 —— 一方は金融商品で他方はそうでないために類似した契約を異なるように会計処理することを避けるため、全ての類似した契約を含めるか、又は除外するように適用範囲を調整すべき。	
IAS 第 39 号及び SFAS 第 133 号から現在除外されているデリ	この論点に関していかなる決定も行っていない。 —— IAS 第 39 号及び SFAS 第 133 号は、デリバティブ	

<p>バティブ商品（par.A56-60）</p>	<p>の定義を満たすいくつかの金融商品を適用範囲から除外しているが、こうした例外は両基準の適用に困難さを加えているため、一部又はすべての例外を取り除くことによって現在の基準の複雑性を低減することができるであろう。</p>
---------------------------	--

## 2. 原則主義による適用範囲の設定（par.A61-63）

- 当初の適用範囲を設定するために金融商品の定義を使用すると、多くの例外を設けて適用範囲を事後的に調整する必要がでてくるため、金融商品基準の複雑性が増加する。このため、原則主義により適用範囲を設定することにより、適用範囲の調整に付随する複雑性を低減させることが考えられる。
- 1つの可能性は、契約上で要求される結果に代えて、可能性が高い結果を考慮して適用範囲を定義すること。
  - 金融商品の定義の一部は、金融商品の引渡し又は交換の要件に言及しており、現金の引渡し又は交換を行う結果となる可能性が非常に高い契約、現金の引渡しを要求する契約、又は即座に現金の一定額に換金できる非常に流動性の高い契約のタイプを説明することが可能であるかもしれない。
- このアプローチは、IAS 第 39 号又は SFAS 第 133 号に含まれる多くの非金融商品契約をカバーするため、適用範囲に関する多くの調整が削減され、また、適用範囲に除外項目を設けることによってもたらされる複雑性も低減させる。
- 両ボードは、この可能性について若干議論した。しかしながら、こうした説明がもたらす含意については、まだ詳細に調査していない。



## 付録 B：解決すべき測定上の論点

- 付録 B は、金融商品の全面的な公正価値測定を要求する前に解決しておくべき測定上の論点として、以下のタイプの金融商品の測定を巡る問題を整理している。
- (1) 市場取引において、売り手に対する資産として価格が付けられるオプションを伴う金融商品。
  - (2) 債務者の財務諸表における負債性商品の保有者に対し、第三者により行われる契約上及び非契約上の保証。

### 1. 市場取引において、売り手に対する資産として価格が付けられるオプションを伴う金融商品の測定（par.B5-18）

- ここでは、市場取引において、売り手の資産として価格が付けられるオプションを伴う金融商品（クレジット・カード契約、ローン・コミットメント、要求払預金など）の発行者の会計処理について検討。
- これらの金融商品を公正価値測定の規定の範囲に含める場合、両ボードは、その正の価値（資産又は負債の純減）をどのように認識するかを決定しなければならないとして、過去の議論では次の 2 つの見解があったことが紹介されているが、両ボードの選好、暫定合意は示されていない。
  - (a) その正の価値は、オプション又は組込みオプションの価値と不可分であり、かつ本来的にその一部を構成する<sup>2</sup>。
  - (b) その正の価値は、独立した無形の顧客関係資産である<sup>3</sup>。
- DP では、そもそも、両ボードは、クレジット・カード契約、ローン・コミットメント、要求払預金契約、及び類似の金融商品については、通常は、金融商品に関連するものとして認識されない特徴を有しているということで、金融商品基準の範囲から除外することも考えられる点にも言及（子会社への投資は、他の金融商品とは異なる特徴<sup>4</sup>を有しているという理由で除外されている点を例示。）。

<sup>2</sup> 例えば、クレジット・カード契約の場合、将来、カード発行者に有利な条件でカード保有者が借入オプション（カード発行者による売建オプション）を行使する際に、カード発行者の便益が発生することが見込まれると考えられる。

<sup>3</sup> 例えば、クレジット・カード契約や要求払預金契約には、これに伴う顧客関係から発生すると見込まれる将来便益が含まれると考えられる。

<sup>4</sup> この点、付録 A の par.A23 では、（連結企業に対する所有持分、持分法又は比例連結を使用して会計処理される所有持分は）企業の支配又は企業に対する重要な影響力を及ぼす所有持分に関係することから除外されると説明されている。

**2a. 負債性商品の保有者に対する、第三者による契約上の保証に関する債務者の会計 (par.B19-27)**

- 契約上の保証が、債務者以外の第三者によって負債性商品の保有者に対してなされている場合（「第三者による保証付負債」）、債務者の負債の公正価値についてどのように考えるべきかについて、次の２つの場合に分けて検討。
  - (a) 保証は、債務者の債務に影響を与えないような、保証者と保有者との間の契約であり、この場合、債務者の負債の公正価値はその保証の影響を受けない。
  - (b) 保証は債務者にとって資産となる。
- IASB の暫定的な決定は、仮に、保証が保証者と負債性商品の保有者との間の契約であり、債務者の債務に影響を与えない場合、債務者の負債の公正価値は保証により影響を受けないというもの。
  - 保証の条件が、保証者による負債性商品の保有者への支払は、債務者を債務から解放する、と規定される場合には、保証は債務者にとって負債の公正価値に影響を与えると考えられる。この場合、同保証は、債務者の負債を決済するために現金を提供するため、債務者にとって資産に相当する。もっとも、債務者をその債務から解放するような保証は、モラル・ハザードにつながるため、稀であろう。

**2b. 負債性商品の保有者に対する非契約上の保証に関する債務者の会計 (par.B28-32)**

- 政府又は政府機関によって預金等の負債が保証される場合、債務者の会計処理上、当該負債の公正価値において、こうした非契約上の保証を勘案すべきかどうかを検討。
- これらの保証は、多くの場合、少額預金者のために法定されたものであり、契約上のものではない。したがって、それは契約又は所有持分ではないため金融商品ではない。
- しかしながら、規制当局は、単に保証を提供するだけでなく、寄託機関の不履行が生じた場合には、保護された負債が支払われることを確実にするために介入を決定することができる。したがって、法的に保証された負債の公正価値は、保証と同じ程度又はそれ以上に、規制環境によって影響を受けるという主張がある。また、市場参加者は、負債の価格決定に際し、規制環境の影響を検討している。
- IASB の暫定的な決定は、規制環境の影響を非契約上の保証の公正価値測定に含めるべきである、というもの。